

1. 助成対象者

以下の(1)～(4)の要件を全て満たす方

- (1) 介護職員初任者研修課程を修了した方
- (2) 介護職員初任者研修課程の修了日から3か月以内に練馬区内の障害福祉サービス事業所(※1)に障害福祉サービス従事者として就労している方 ※2
- (3) 助成金の申請時において、練馬区内の障害福祉サービス事業所に障害福祉サービス従事者として就労しており、その就労が介護職員初任者研修課程の修了後6か月以上継続している方。ただし非定型的パートタイムヘルパー(短時間労働者であって、月、週または日の勤務時間が一定期間ごとに作成される勤務表により非定型的に特定される方をいう。)にあつては、従事時間が通算90時間を超えている場合に限る。 ※3
- (4) 介護職員初任者研修の受講料について、他に助成を受けていない方

※1 「練馬区介護職員初任者研修受講料助成要綱」に定める第2条第3項で列挙する事業所に限ります。

※2 研修修了日時点ですでに※1の事業所に障害福祉サービス従事者として就労している場合、(2)の要件は満たしているものとします。

※3 令和4年3月31日までに改正前の要綱の要件を満たした方で、令和4年4月1日時点で申請期限を経過していない方は、改正前の要件を適用し申請することができます。改正前の申請書にご記入の上、ご申請ください。詳細は裏面をご覧ください。

2. 助成対象経費

介護職員初任者研修の受講料のうち、助成対象者が養成機関へ支払った金額。

3. 助成金額

助成対象者が負担した受講料の9割に相当する額(1,000円未満端数切捨て)と80,000円のうち、いずれか低い方の額。

4. 申請書提出期間

随時受け付けます。※予算の上限に達し次第、受付を終了します。

窓口受付時間：月～金曜 午前8時30分～午後5時(祝休日、12月29日～翌年1月3日を除く)

※助成金の申請期限は、要件を全て満たした日の翌日から3か月以内です。

申請期限を過ぎた場合、助成対象外となりますので、十分ご注意ください。

5. 申請方法等

申請書(第1号様式)に必要事項を記載のうえ、修了証明書の写しと支払った額を証明する領収書(原本)を添えて、障害者サービス調整担当課事業者支援係まで提出してください。(郵送可。)

また、振込先口座が確認できるもの(通帳やキャッシュカード等)をご提示ください。

※申請書を申請者本人の自筆以外で記入する場合(データで入力して印刷する等)、右上部の署名欄横に、朱肉を使う印鑑で申請者印を押してください。

※交付処理後の提出書類の返却は一切いたしませんのでご了承ください。

※助成金交付の翌年度の7月頃、区より「資格取得後の就労状況」に関するアンケートを送付します。回答の上、ご返送ください。

6. 申請先・問合せ先

〒176-8501 練馬区豊玉北6-12-1

福祉部 障害者サービス調整担当課 事業者支援係(区役所西庁舎1階) 電話：5984-7176(直通)

裏面へ続く

「練馬区介護職員初任者研修受講料助成要綱」の改正に伴う助成要件の変更について

令和4年4月1日より「練馬区介護職員初任者研修受講料助成要綱」を改正し、就労期間・従事時間に関する要件が下記のとおり変更となります。

(改正前)

助成金の交付申請時において、練馬区内の障害福祉サービス事業所に障害福祉サービス従事者として就労しており、その就労が介護職員初任者研修課程の修了後3か月以上継続していること。ただし、非定型的パートタイムヘルパー（短時間労働者であって、月、週または日の勤務時間が一定期間ごとに作成される勤務表により、非定型的に特定される方をいう。）にあつては、従事時間が通算して 45時間を超えている場合に限る。



(改正後)

助成金の交付申請時において、練馬区内の障害福祉サービス事業所に障害福祉サービス従事者として就労しており、その就労が介護職員初任者研修課程の修了後6か月以上継続していること。ただし、非定型的パートタイムヘルパーにあつては、従事時間が通算して 90時間を超えている場合に限る。

令和4年4月1日以降の申請については、研修修了後6か月以上（かつ定型的パートタイムヘルパーの場合は90時間以上）の就労が要件となります。要件を満たした後、改正後の申請書にてご申請ください。

ただし、経過措置として、令和4年3月31日までに改正前の要件を満たし、令和4年4月1日時点で申請期限を経過していない方については、改正前の要件を適用し申請することができます。経過措置の適用を受ける場合には、改正前の申請書にてご申請ください。

【具体例】

※下記のいずれの場合においても、申請期間は要件を満たした日の翌日から3か月以内です。

①令和4年1月1日に研修を修了し、令和4年4月1日に改正前の「研修修了日以後3か月以上（かつ非定型的パートタイムヘルパーの場合は45時間以上）勤務」の要件を満たした場合
→申請には改正後の要件である「研修修了日以後6か月以上（かつ非定型的パートタイムヘルパーの場合は90時間以上）の勤務」が必要となります。改正後の要件を満たしてからご申請ください。

②令和3年11月1日に研修を修了し、令和4年2月1日に改正前の「研修修了日以後3か月以上（かつ非定型的パートタイムヘルパーの場合は45時間以上）勤務」の要件を満たした場合
→令和4年3月31日までに改正前の要件を満たし、令和4年4月1日時点で申請期限を経過していないため、経過措置の対象となり、改正前の要件を適用して申請できます。申請期間にご注意の上、ご申請ください。

③令和3年9月1日に研修を修了し、令和3年12月1日に改正前の「研修修了日以後3か月以上（かつ非定型的パートタイムヘルパーの場合は45時間以上）勤務」の要件を満たした場合
→令和4年4月1日時点で申請期限を経過しているため、改正後の要綱は適用されません。改正後の「研修修了後6か月以上（かつ非定型的パートタイムヘルパーの場合は90時間以上）の勤務」の要件を満たした場合でも、助成対象とはなりませんのでご注意ください。

※本事業は予算の範囲内で実施しています。予算の上限に達した場合、申請の受付を終了します。あらかじめご了承ください。